

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- 米国 PBT 規則の PIP (3:1) / DecaBDE の改正に関する最終規則

2) 内容

米国環境保護庁 (EPA) は、2024 年 11 月 19 日付け連邦官報 (89 FR 91486) で、連邦規則の「40 CFR Part 751 有害物質規制法の第 6 条に基づくある化学物質及び混合物の規則」の PBT 規則の「リン酸トリス (PIP (3:1)) (CAS 登録番号: 68937-41-7)」および「デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE) (CAS 登録番号: 1163-19-5)」について、「§ 751.401 総則」、「§ 751.403 定義」、「§ 751.405 DecaBDE」および「§ 751.407 PIP (3:1)」を改正する最終規則を公布した。発効日は 2025 年 1 月 21 日であり、2024 年 11 月 20 日に WTO/TBT 通報された。

本最終規則の主な改正内容の一部を下記に紹介する。

セクション	主な改正内容
§ 751.401 総則	「(c) 所有者及び経営者の要件」の追加
§ 751.403 定義	「曝露の可能性のある者 (Potentially exposed person)」および「規制エリア (Regulated area)」の追加
§ 751.405 DecaBDE	
(a) 禁止事項	(1) 総則 (ii) 当該 subpart に別段の定めがない限り、当該 subpart の禁止事項及び制限事項は、「decaBDE」が製品または成形品に意図的に添加されていない場合、 0.1 重量%未満 の濃度の「decaBDE」を含有する製品または成形品には適用されない。 (2) decaBDE または decaBDE を含有する製品または成形品の特定用途に対する段階的禁止 (vi) すべての者は、 ワイヤー及びケーブルの耐用年数終了後 、原子力発電施設 (試験炉及び研究炉を含む) の decaBDE を含有するワイヤー及びケーブルの絶縁体のすべての加工及び商業的流通が禁止される。
§ 751.407 PIP (3:1)	
(a) 禁止事項	(x) すべての者は、2034 年 11 月 20 日以降、「PIP (3:1)の加工及び商業的流通」、「[半導体産業を含む新規製造装置]」、「新規暖房、換気、空調、冷凍、及び給湯装置」、「新規発電装置」、「新規実験装置」、「新規業務用電子機器」の部品に使用される PIP (3:1)を含有する製品の製造、加工、及び商業的流通」、並びに「当該装置の PIP (3:1)を含有する部品の製造及び加工」が禁止される。

3) SEAJ コメント

- PBT 規則の PIP (3:1) / DecaBDE の最終規則の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- なし

5) 関連情報

Decabromodiphenyl Ether and Phenol, Isopropylated Phosphate (3:1); Revision to the Regulation of Persistent, Bioaccumulative, and Toxic Chemicals Under the Toxic Substances Control Act (TSCA) (2024 年 11 月 19 日付け連邦官報 / 89 FR 91486)

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/11/19/2024-25758/decabromodiphenyl-ether-and-phenol-isopropylated-phosphate-3-1-revision-to-the-regulation-of>

Persistent, Bioaccumulative, and Toxic (PBT) Chemicals under TSCA Section 6(h) (2024 年 10 月 31 日付け「Recent Actions」)
<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/persistent-bioaccumulative-and-toxic-pbt-chemicals>